

適正な施工確保のための技術者制度検討会（第1回）
議事概要

○日 時：平成26年9月19日（金）17：00～18：50

○場 所：中央合同庁舎2号館1階 国土交通省第1会議室

○出席者（五十音順、敬称略）：

秋山哲一、井出多加子、遠藤和義、大森文彦、小澤一雅、木下誠也

＜本検討会の規約（案）について＞

- ・規約（案）について了承。

＜本検討会の論点、技術者制度の意義、今後の検討項目について＞

○技術者制度の意義

- ・技術者制度は建設工事の品質確保の根幹となる重要な制度であるため、単に現場の要望に応えるための議論だけでなく、中長期的な建設産業・現場の確保のために根本的な議論が必要。
- ・技術者は単なる段取り屋とは違うことを意識してほしい。技術者は現場を見てその作業が良いか悪いかが判断できることが重要である。

○技術者の実態、確保

- ・技術者の処遇が確保できないと人は集まらない。欧米では技術者の最低給与が職種別・習熟度別で決まっている。日本はそれがないので過当競争になると人件費がけずられる。
- ・技術者は技術的な仕事だけでなく事務的な役割をかなり行っている。
- ・技術者の手当ができないという声があるというが、実際の需給関係は全く分からず、実態は不明。

○技術者配置要件

- ・監理技術者の配置や専任常駐の要件の違い、土木、建築の違いなど、基準の考え方を整理する必要がある。
- ・金額で配置要件が定められているが、改修工事等規模が小さくても調整が多い工事があり、工事の規模だけでなく種類等も考えるべき。
- ・技術者の専任制や継続雇用も重要だが、一方で、都心と地方との単価の格差や、災害等で局地的に需要が発生した場合等を考えると、人や技術者が地域間でスムーズに動けるようにしておく方がよいのではないか。

○技術検定等

- ・若者が技術検定を受検可能になるための実務経験が最低3年と長いため、技術者になる前に建設業界から出て行ってしまう。
- ・技術検定の学科試験の受検要件に実務経験を求めずに、試験合格後に実務経験を積むという考え方もある。若い人がどうすれば働きたいと思うか、柔軟に制度を考えてもよいのではないか。
- ・建築士と建築施工管理技士は求められる実務経験が違う。建築士は施工の技術者に求められる能力を有しているとは限らない。施工管理技士の資格をさらに魅力的なものとする必要がある。
- ・建築士が現場の施工でなく設計を重視する傾向にあり危惧している。現行制度では建築士は現場からいなくなると考える必要がある。

○実態調査等

- ・各種要件の歴史的な背景、経緯を整理すること。
- ・現場の実態が把握できるように丁寧に調査を行うこと。
- ・元請と下請の技術者等の関係性をしっかり調査してもらいたい。
- ・ユニット工法等での技術者要件の緩和要望があるというが、それは製造業なのか建設業なのかという議論になる。現場で解決すべき技術要素が本当はないのか確認したい。

<技術者の具体的確保策について>

- ・技術検定試験の早期受験については、まずは速やかに対応できる範囲で短くすることは賛成。
- ・型枠施工・ダクト板金の技能士を主任技術者と位置付ける件、監理技術者講習の履歴を資格者証に記載する件についても問題ないため、各件について了承する。

<今後の検討スケジュールについて>

- ・実施すべき対策については、取りまとまったものから速やかに実施していき、今後1年程度で各種要件を総点検していきたい。

以上